

## 議案第一号平成27年度調布市一般会計補正予算（第4号）反対討論

今補正は、歳入歳出それぞれに1億9千万円余を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ911億円余とするものです。歳入については、主に一般財源である利子割交付金、地方消費税交付金、前年度繰越金の残額と、駅前広場事業等の市債の精査を計上するとともに、歳出については国の地方創生加速化交付金を活用した事業、年金生活者等支援臨時福祉給付金、公共建築物の前倒し発注、事業進捗に伴う過不足調整が主なものです。

年度末の最終補正ですが、この補正予算には上程時質疑しました地方創生加速化交付金が予算化されています。この交付金は政府が人口減少と地域活性化の課題解決に取り組む考えを示しことに対して地方6団体が自由度の高い交付金の創設を要請し、その後「まち・ひと・しごと創生法」が成立したことに端を発していますが、これは繰り返して述べてきましたが、元々は「東京圏への人口の過度の集中を是正」に対するものでした。

今回も地方創生を加速化されるとした事業、また今補正では多額な給付金が計上されています。

平成28年度市政経営の概要の資料編に予算編成過程のフローが掲載されていますが、これに照らし合わせてみると市では昨年12月25日に予算内示している1週間前の12月18日に閣議決定され、翌1月4日に国会に提出され、1月20日に予算が成立しています。

一方調布市では、年明けの1月7.8日に調布市では各部との総合調整をして、なお懸案課題とした内容については市長査定として、週明けの14.15日に市長査定を行い総合調整したとなっています。調布市が各部と総合調整している時期に国会での審議まっただ中ということになります。こう見ていくと昨年の補正の国の日程より閣議決定は10日早かったとはいえ、短い期間で決定され自治体に降ろさせてきたことがわかります。市では最終調整している最中に、交付金の対象事業を苦労しながら精査して予算化していった経過がわかります。

しかし、予算化された事業は、真に効果的で緊急性があり、不可欠な事業なのでしょうか。実際の執行が平成28年度となることは既成の事実であり、国の平成27年度補正予算の都合に合わせて交付され、その都合に合わせて市の予算に計上されたのが実情ではないでしょうか。こういった流れを見ていくと予算の議決は毎会計年度行うという原則により、議会の予算審議権が確保されているのに、お金優先に考えて補正予算を編成すると、境界がなくなり補正予算の段階で予算内容まで決めてしまうことができるのであれば、28年度予算を審議する意義が失われてしまいます。地方自治体にとって財源確保は大変重要ですが、少なくとも新年度における予算として議会に示すべきものではなかったでしょうか。「国には1044兆円余を超える借金があり、国民1人当たり823万円の借金を背負っていると言われる今、国の交付金に安易に依存するのではなく、よく内容を吟味し、真に調布市に必要な施策を選択し、必要額の交付を受けるという自律的な判断が必要ではないでしょうか。不交付団体だからこそ、その判断が求められと考えます。

26年度補正予算で事業化された事業の際に恒久的に財源確保が必要な助成事業も含まれていましたが、今補正までは10/10ですが、28年度からの地方創生については1/2の補助率であることが見えてきています。今回の事業で継続的な事業も含まれていますが、財源について、どう考えて予算化されたのか問われるところです。いずれにしても、昨年度に続き、貴重な税金を十分な検討の暇もなく地方に対して自治といいながら自由度の低いものを予算編成がほぼ固まった時期に提示するといった国の27年度補正におけ

る交付金のあり方は地方分権に反します。また会計制度からしても問題が多い提案と言わざる得ません。以上の理由により本補正予算に反対するものです。

また今後予定されている財源は、地方関連の財源や、これまでの振り替えで賄おうといった内容の補正を含んだものであり、地方にとって歓迎すべきものとはいえません。真に必要な事業は一般財源で予算化する、あるいは消費税増税の意図していた子ども子育ての財源で手立てすることを基本とすべきです。国の補正予算の意図しているところは統一地方選に向けた補正とも取れます。現時点で東京圏に位置する調布市として予算化する内容を含んだ補正予算に反対するものです。